世界知的所有権機関(WIPO)等における最近の動向について

1. 視覚障害者等のための権利制限と例外について

<目的>

世界の視覚障害者・読字障害者に関して、著作物へのアクセスを改善するための 条約を採択することを目的としている。

<これまでの経緯>

2005年より、WIPOにおいて、著作権の権利制限及び例外に関する議論が始まり、視覚障害者等のための著作物の権利制限及び例外については、2009年に中南米諸国より、2010年には、米国及びEUより、テキストベースの提案がなされたことから議論が加速化した。その後も条約化の可否を含めて交渉が継続され、昨年 12月に開催されたWIPO臨時総会において、視覚障害者等の著作物の利用(権利の制限と例外)に関する条約を採択するための外交会議の開催を決定した。

外交会議は、本年6月にモロッコのマラケシュにて開催され、条約が採択される 予定である。

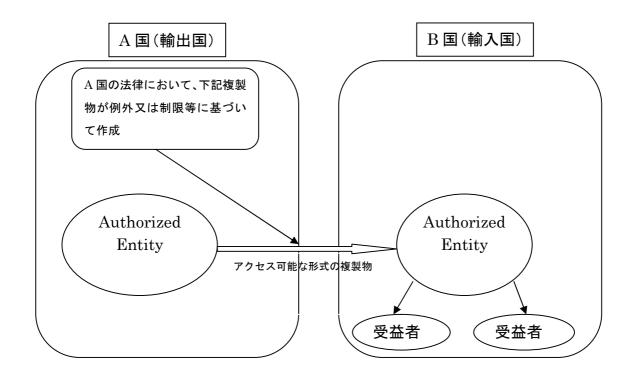
<現時点での条約草案の主要事項>

現時点での条約の主要事項は、以下のとおり。

- (1)権利制限の対象となる著作物は、書籍等のテキスト形式のものを対象としている。
- (2) 本条約の受益者として、視覚障害者等に加えて、肢体不自由者(身体障害により、書物を支えること、または扱うことができない人)を対象としている。
- (3) 国内法における視覚障害者等のために、著作権(複製権、譲渡権、利用可能 化権)の権利制限及び例外を設けることを規定している。
- (4) アクセス可能な形式の複製物(点字、録音図書等)の国境を越えた交換 A 国の国内法の権利制限規定等に基づいて作成されたアクセス可能な形式の 複製物を、A 国の"Authorized Entity"が、B 国にいる受益者に、("Authorized Entity"を通じて)その複製物を提供する仕組みを設ける。(参考図)

(参考図) アクセス可能な形式の複製物の輸出入の仕組み

(※電子的な複製物も含まれる)



<前回国際小委員会おける報告からの進展>

- 〇昨年 12 月に開催された WIPO 一般総会において、外交会議において確実に条約を成立させるため、基本草案を更に洗練させるために、SCCR の特別会合及び外交会議準備委員会を開催することが決定された。当該決定に基づいて、2 月 18~22 日に、WIPO 著作権等常設委員会(SCCR)特別会合及び第2回(視覚障害者等の権利制限及び例外に関する)外交会議準備委員会が開催され、4 月 18~20日に、SCCR 非公式会合及び特別会合及び第3回(視覚障害者等の権利制限及び例外に関する)外交会議準備委員会が開催され、テキストベースの議論が行われた。
- ○作業文書(SCCR/25/2)について、同文書中のブラケットの数を可能な限り減らすべく、主に地域コーディネーター+6人で構成される非公式会合のフォーマットで議論された。Bグループ(先進国グループ)からは米国・EU・日本・豪・スイス・カナダが参加した。
- 〇 議論は C 条 (国内法における制限及び例外)、D 条 (複製物の国境を越えた輸出)、F 条 (技術的保護手段)、クラスター・パッケージ (実施に関する条項や 3 ステップテストを含む締結条約の遵守等の一般事項)を中心に行われた。
- ・クラスター・パッケージは暫定合意に至り、関連する条項(Bbis 条、Ebis 条及び I 条) は削除された。
- ·C 条パラ 1 (翻訳権) については、条文からの削除を主張する国もあり、暫定合

意はなされなかった。

- ・C 条パラ 4 (国内の市場利用可能性条項) については、市場利用可能性の制度を 採用する国は、WIPO への通知を行うことで暫定合意された。
- ・D 条パラ 3 (国際的な市場利用可能性条項) については、条項の義務化を求める 加盟国と、条項の削除を求める加盟国側の対立は解消しなかったものの、意見交換やドラフティングを通して、妥協点を探る議論が行われた。
- D 条への追加提案 (WIPO 関連条約非加盟国に著作物の濫用防止を求める条項 (ベルヌ条約等の非加盟国に、輸入されたアクセス可能な形式の複製物の利用については、3ステップテストの義務を遵守させる、いわゆるベルヌギャップ条項)について、ドラフティング会合を通じて議論がなされたものの、合意には至らず、最終的には3つの案 (資料3-1)の Annex p.1 の A~C)をベースとして外交会議にて議論を継続することになった。
- F 条 (技術的保護手段) に関しては、著作物に技術的保護手段が適用されている場合に、受益者が権利制限を享受する旨を定める本条項に関し、具体的な文言について調整が難航し、義務的な条項としない(should/may)ことで暫定的な合意が形成されつつあるが、最終的な文言を巡って意見が対立し、引き続き外交会議で議論されることとなった。
- 議論が継続中のテキストについては、概ね別添(Annex)として別添文書に組み込まれ、今回議論されなかった未解決の箇所とあわせ、外交会議の場で議論される予定。
- 〇 また、手続規則や管理条項及び最終条項で未解決の部分については、今次会合では十分議論する時間がなかったため、引き続き6月の外交会議で議論されることとなった。
- 〇 今回改訂されたテキスト(SCCR/SS/GE/2/13/4、原文及び参考訳は<u>資料 3-1</u>参照)を新たな条約草案とすることが、4 月の会合で開催された外交会議の準備委員会で承認された。

2. 放送機関の保護に関する中間会合(4月10~12日)

- 〇本会合では、昨年採択された作業文書の修正版(SCCR/24/10corr、資料 3-2)をベースにしつつ、受益者、適用の範囲、権利・保護の範囲の3つの重要な論点に焦点をあてて議論がなされた。日本より、本会合での議論を容易にするために、放送条約に関する主な論点と題する一枚紙(資料 3-3)を提出した。
- ○受益者については、本条約の保護の主体として、伝統的な放送機関のみを保護し、 ウェブキャスターは保護の対象外とすべきであるという点については各国の見 解が一致したものの、「放送機関」の定義(第5条A案(c))について、伝統 的な放送機関以外も含み得るので更なる検討が必要であるとの指摘がなされた。
- ○適用の範囲については、条約の早期採択を優先し、インターネット放送については本条約から切り離し、条約採択後に議論すべきとする日本、インターネット放送は本条約の対象からは外すべきであるとするインドと、少なくともサイマルキャスティングまでは保護の対象とすべきであるとする EU、インターネット放送の保護は必須とすべきとしつつ、具体的にどのようなインターネット放送を保護すべきかは、今後の議論の中で検討する必要があるとする米国とで見解が分かれた。他に、イラン・南ア・ケニア等が少なくとも何かしらのインターネット放送は保護すべきであるとした。
- 〇権利・保護の範囲についても議論がなされた。固定後の権利の必要性について、EU・日本・イラン・メキシコ・カナダは、固定後の権利の保護は重要であるとしたのに対し、米国・インド・ナイジェリア・エジプトは、放送信号の窃取の防止が必要であって、固定後の権利の保護は、著作権による保護と重複することになるとして、保護が不要であるとした。(固定後の)利用可能化権の必要性についても、同様に見解が分かれる結果となった。
- ○放送に係る第3者のインターネット上の侵害行為への保護について、多くの加盟 国は、シグナルパイラシーを防止するために、インターネット上の侵害行為に対 する保護を行うべきとしたのに対し、インドのみ、本委員会に与えられたマンデ ートを越えるとして、本条約の対象から外すべきとした。
- 〇本会合の結果は、議長から次回の SCCR 会合にて、口頭にて報告される予定。

3. 今後の日程

- 〇 視覚障害者等の権利制限及び例外に関する外交会議は、6月17日~28日まで、 モロッコのマラケシュにて開催される。
- 〇 次回(第 26 回) SCCR は、7 月 29 日から 8 月 2 日まで開催される予定。放送 条約について 2 日間議論される。